

**ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱****(設置)**

第1条 県民の健康を保護するため、関係機関相互の連携の強化を図り、生産から消費に至る食の安全と安心の確保を目的として、ふくしま食の安全・安心推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

**(所掌事務)**

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食の安全・安心に関する基本方針の策定
- (2) 食の安全・安心に関する対策プログラムの策定及び進行管理
- (3) 食の安全に関する普及啓発
- (4) その他、食の安全・安心の確保に必要と認められること。

**(組織)**

第3条 推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事の職務を代理する副知事の順位を定める規則で定める第2順位副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

**(職務)**

第4条 議長は、推進会議を主宰する。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

**(会議)**

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

**(幹事会)**

第6条 推進会議に幹事会を置き、推進会議に付議する議案を審議する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、福島県保健福祉部次長（健康衛生担当）の職にある者をもって充てる。

**(ワーキング会議)**

第7条 幹事会にワーキング会議を置き、推進会議の所掌事項について具体的な調査検討を行う。

- 2 ワーキング会議は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、福島県保健福祉部食品生活衛生課長の職にある者をもって充てる。

**(庶務)**

第8条 推進会議の庶務は、福島県保健福祉部食品生活衛生課において処理する。

**(その他)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

**附則**

- 1 この要綱は、平成14年6月19日から施行する。
- 2 福島県食品安全推進庁内連絡会議設置要綱（平成13年3月13日施行）は、廃止する。

**附則**

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成17年4月22日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成21年4月 1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)  
推進会議委員

機関名	職 名
福 島 県	危機管理部長 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 教育長
郡 山 市	保健福祉部長
いわき市	保健福祉部長

別表 2 (第 6 条関係)  
幹 事 会

部局等名	職 名
福 島 県	危機管理部 放射線監視室長
	生活環境部 消費生活課長 自然保護課長 水・大気環境課長
	保健福祉部 次長（健康衛生担当） 保健福祉総務課長 健康増進課長 地域医療課長 食品生活衛生課長 薬務課長
	商工労働部 産業創出課長
	農林水産部 農業振興課長 環境保全農業課長 農産物流通課長 水田畑作課長 園芸課長 畜産課長 水産課長 林業振興課長
	教 育 庁 健康教育課長
郡 山 市	保健福祉部 保健所長
いわき市	保健福祉部 保健所長

別表 3 (第 7 条関係)  
ワーキング会議

部局等名	職 名
別表 2 に掲げる部局等	福島県保健福祉部食品生活衛生課長及び別表 2 に掲げる課等に所属する主幹、副課長又は主任主査。 ただし、郡山市保健福祉部及びいわき市保健福祉部にあっては、生活衛生課長。